

平成 30 年度第 2 回文化財保護委員会会議録

日 時：平成 30 年 11 月 7 日（水）

午前 9 時 30 分から

場 所：金津本陣 IKOSSA 3 階

市民文化研修センター研修室 2

（日程）

1. 委員長挨拶

2. 議 題

（1）指定市指定文化財の諮問に係る審議 2 件

・多賀谷左近三経石廟

・仲仕組創立紀年之碑

（2）その他

・ツバキ（本荘春日神社）の樹勢回復について

3. 閉会

（出席委員）

吉田 純一

水野 和雄

長谷川裕子

藪内 昭男

川波 久志

藤川 明宏

由水 勇

長谷川 勲

（欠席委員）

なし

（事務局）

文化学習課長

岡田 晃昌

郷土歴史資料館館長

佐藤 雅美

資料館館長補佐

橋本 幸久

資料館学芸員

九千房英之

【委員長挨拶】

会 議

【議題】議題 1：指定市指定文化財の諮問に係る審議 2 件

（1）多賀谷左近三経石廟

（2）仲仕組創立紀年之碑

（事務局より説明）

委員長：事務局の説明に対し、何か意見、質問はありませんか。

委員：附になるが、最初の整備時に発見された蔵骨器は、柿原区のものではなくあわら市のものか。

事務局：所有権の手続きがなされていないので、はっきりしない。

委員：所有権のことも含め、附でお願いしたい。石廟、中にある宝篋印塔、供養五輪塔、中から出てきた蔵骨器を建造物として指定してはどうか。

委員長：石廟はご覧になられていない方もいると思うが、部材がバラバラに置かれていたものを調査し、部分的に新しい石材（笏谷石）を加えて修復・復元したもの。石廟の大きさはどれくらいだったか。

事務局：高さ約2メートルで、ほぼ2メートルの立方体に近い。

委員：指定する際には高さや幅の基本的な記載方法があるので、石廟に関しては、それと同じ様に記載してもらえば良い。

事務局：そうしたい。多賀谷左近展図録の後半が石廟の復元報告書となっているので、そちらをご覧いただければ概要がわかるかと思う。

委員：たとえば、一乗谷朝倉氏遺跡は特別史跡に指定されており、その史跡の中にある庭園は名勝に指定されているが、別個になっている。そういう形で石廟だけでなく、宝篋印塔、五輪塔、石廟の中に入っているもの、いないものを含めて史跡の中には入っているけど、建造物には含めないなどのやり方で整理すべき。

委員長：まず、現在の史跡の名称が「多賀谷左近の墓」となっているのはおかしいので、墓所に名称変更をするのが大事だと思う。

事務局：今回石廟が正式に指定されれば、史跡名称の変更を地元へ提案したい。地元の同意が得られたら、今後委員会を開き名称変更という形で決定すれば、最終的に変更となる。

委員長：地元はむしろ「墓所」と書いているが。

委員長：石廟そのものの価値が指定する要素になっていくと思う。実際に笏谷石の石廟が県内で指定されているのは瀧谷寺の開山堂だが、いつの時代のものか。

事務局：多賀谷の石廟よりも古く、戦国時代になる。

委員長：あわら市では、石廟関係で指定されているものは全くない。きちんと整備されているのは県内において大きな意味を持つ。また、建造物や文化財としての価値を十分に認めていいと思う。

事務局：復元建物として部材が全て使われていないこと、建物の様式が当初と同じと確証がない懸念があるが、ご意見をお聞かせ願いたい。

委員長：経過がわかっていないと皆さん中々判断できないが、元の石の割合はどのくらいか。

事務局：約6割から7割使われている。

委員長：文化財として十分だと思う。一つ問題なのは、中に入れる宝篋印塔の高さと石廟の高さがぎりぎりであったため、実際に宝篋印塔を覆っていた石廟なのかということ。床を下げた状態で納めたという事実がある。あそこに部材があったことから、多賀谷左近に関わる石廟であることに間違いはないと思うが。

委員：私はあれでいいと思う。ただ、石廟として指定するのか、一番大事なかにある法名や没年が書かれた宝篋印塔を指定するのか。石廟は本来宝篋印塔を守るためのものなので、多賀谷左近の墓とそれに伴う石廟という形で建造物として指定されるのが一番いいと思う。

委員長：基本的には宝篋印塔の墓だけで、建造物として指定されるもの。むしろ意味からいうと宝篋印塔の墓の方が主となる。

委員：史跡を「墓所」と名称変更し、石廟を墓とすれば、横にある五輪塔も含むということか。

委員：建造物としての多賀谷左近の墓、それを覆う石廟、五輪塔、附として蔵骨器を指定し、他のもう一基の宝篋印塔や無縫塔は史跡の中に含まれているものとすれば良いかと。

委員：名称を石廟で登録すると、どこまで含めるのか。五輪塔は石廟の中にはないので建造物の名称としてどう付けるのが良いか。

委員：それならば多賀谷左近の墓、附五輪塔という形が適切だろう。

委員：史跡多賀谷左近の墓を墓所、石廟を墓として指定するということか。

委員：それには、先に史跡名称を墓から墓所に変更しなければならない。

委員：参考までに、高野山の結城秀康の廟は松平秀康及び同母霊屋で指定されており、秀康霊屋一棟附属宝篋印塔五基となっている。

委員長：秀康や母の位牌等より廟（建造物）としての価値・評価の方が高い。

委員：今回はどちらをより重んじるか。

事務局：形式的には、県内の同時期の五輪塔や宝篋印塔と比べそれほど特異なものとはいえない。宝篋印塔と五輪塔に多賀谷家の法名があるからこそ歴史的価値があり、指定する意味がある。そのため、五輪塔を史跡の構成要素として考え、石廟と石廟の中にある宝篋印塔をセットとして墓（建造物）として史跡との二重指定した方がよいのでは。

委員：多賀谷左近の石廟附供養五輪塔で指定すれば両方とも建造物である。あわら市の持っているものを指定していくべき。無縫塔やもう一基の宝篋印塔の所属は？

事務局：無縫塔は柿原区、宝篋印塔は市となっている。

委員：市所有の宝篋印塔も地元と一緒に管理してもらえばよい。市で持っているものをまずはきちんと指定していくべき。

委員長：墓所といった場合、スペースを表すため、そこにあるものの評価がで

きていない。そのため、指定で明示していくことは一つの方法だと思う。今回の石廟そのものは県内や市域で十分価値があると思う。そのため、石廟として指定した方がいいのではないか。

委員：通常、員数が記入されるものだが、書かれていない。史跡のところは面積でいいと思うが、建造物とすると、大きさがいる。例えば、多賀谷左近三経石廟一基、附供養五輪塔という形でいいのではないか。

委員長：一つ前提として、従来明記されている「多賀谷左近の墓」を墓所とする、今あがっている石廟一基を史跡とは別に建造物で指定する。それに附として五輪塔を指定する。あと蔵骨器はどうなる？

事務局：資料館で保管しているが、所有権は未確定。

委員：本来は蔵骨器も入れて指定すべき。

委員長：地元等が所有権を主張しているのか？

事務局：それはないと思う。すでに別の蔵骨器を入れて納めてある。

委員長：附で入れなくてもいいが、指定の文書には蔵骨器があるということを明記すべき。

事務局：そのようにしたい。

委員長：石廟一基、附供養五輪塔を建造物として指定する。別の案件として、史跡の多賀谷左近の墓を墓所に名称変更するというのが残る。

事務局：確認だが、名称変更しなければ指定ができないのか。先に指定をしてから名称変更の手続きをすればいいのかどちらがいいか？

委員：現在あるものは史跡多賀谷左近の墓で、今回は建造物の多賀谷左近三経石廟だからどちらでもよいと思う。史跡を墓所に変更できないのであれば、柿原区が管理するところは墓、石廟の方は建造物としてあわら市が管理するというように分ければいい。

事務局：史跡の名称変更をするときには、多賀谷左近の墓所なのか、多賀谷家墓所の方がいいのか。無縫塔や宝篋印塔など誰のものか不明なものもあるので、二代の名称である多賀谷左近とするよりも多賀谷家とする方がいいのではないかと考えている。

委員長：その方が幅広く捉えられていいのでは。多賀谷左近三経の墓所とすると、周りの墓も全部そうだとおわれてしまう。

委員：史跡の場合は多賀谷家の墓所としていいだろう。

委員長：では、諮問を受けている石廟に関しては、多賀谷左近三経石廟一基、附供養五輪塔。蔵骨器は含めないということで、それらを建造物として指定する。現在、市史跡指定されている多賀谷左近の墓を多賀谷家の墓所に名称変更できればということによろしいか。

全委員：異議なし。

委員長：では、1件目については以上とする。

委員長：それでは、2件目の仲仕組創立紀年之碑の事案に移りたい。

事務局：詳しい話は長谷川勲委員から後で説明してもらおう。概略をいうと、竹田川の畔に一基あり、明治時代に鉄道の開通に伴い、仲仕の人達が組合を作った記念碑で、文言に特徴があり、また撰定は地元の有力者である杉田定一が行っている。新幹線敦賀延伸になるときの駅前のモニュメントになるのではないかとということで考えているので、指定を含め皆さんに検討をお願いしたい。

委員長：では、長谷川勲委員から詳しい話を願います。

委員：北陸線の福井小松間が開業したのは明治30年9月2日。その時に鉄道貨物を扱ったのが、いわゆる仲仕といわれる人達。その人達は竹田川の港で積荷をしていた人、馬で荷物を運んだ人、或いは人夫という人達。当初は個別に鉄道会社と雇用を結んでいた。それが明治34年の7月に仲仕組という形で組織化された。それを記念して建てられたのが仲仕組創立紀年之碑です。碑文の作者は富田鷗波。本名は富田久稼。碑文では、厚積という号も使っている。彼は福井藩士で幕末から明治にかけての儒学者で、福井県で漢文の第一人者と称される。内容は、鉄道が開通して地域が発展するだろう。鉄道の役割、そこで働く仲仕の士気を鼓舞する内容となっている。現在の竹田川の畔にあり、材質は、凝灰岩で、彫りも浅く、風化が進んでいる。三年前に見たときでも字がほとんど読めない状況だった。これ以上風化しないように止める必要がある。

事務局：補足だが、元々あった場所はJR芦原温泉駅の交番付近で、駅の拡張工事で一時期、願泉寺に預けられた。現在は元々の土地を寄進した林津根治郎のご子孫にあたる方が所有する土地に碑が建っている。

委員長：変遷があるようだが、何か意見はあるか？基本的な質問で、仲仕というのは普通水運だが、陸運でも使うのか？

委員：鉄道は未知の事業だったため鉄道に携わる人達の名前がなかった。荷物の積み下ろしは主に河川や港湾でされており、昔から仲仕という名前があったため、鉄道に携わる人にもその名前をあてはめた。後に内国通運会社に吸収されたが、しばらくは仲仕の名前が使われていた。

委員長：水運であったものが陸運でも使われたということで面白い資料だと思う。風化が激しく裏面の下は読めない状態になっているということだが、側面や裏面の書き起こしはしているのか？

委員：書いてある。ただし、まだ側面は読めるが、裏面は推測でしか字をあてはめられない状況である。

委員長：裏面の協力者や関係者が重要になってくると思うので、できる段階で記録していく必要があると思う。また、高さや幅などの大きさの記録

も必要だ。これは笏谷石か？

委員：高さ約 2.5m、本体 1.8m、土台 0.7m、横幅 0.8m、奥行 0.3m の石碑である。裏面に設立員 8 名が記されていて、当時の金津の経済界をリードした人達である。発起人は 6 名。直接携わった人達は名がすべて刻まれている。笏谷石かどうかは不明である。

委員長：この人達は竹田川や近隣の川の水運に当初関わっていたのか。

委員：名前の中には馬借に関わる人も見えるので、そういう人も含まれている。水運から陸運になって、陸運の中に馬借や人力による運搬に携わった人も仲仕として働いている。

委員：市史等には掲載されているのか？

事務局：旧町史等には記載がなかった。

委員：この文章は丸になっているところがあるが、元々のものが披露する前にあると思うが残っていないのか。

事務局：以前調べたことがあるが、旧町史等には出てきたことはない。

委員：歴史資料として指定するのか分からないが、これだけ傷んできているということは丸印も含めて、今はこれだけ読めるのか？

委員：丸印は今では全く読めない。

委員：拓本はとっていないのか。

事務局：とってあり残してあるが、状態は殆ど同じである。ただ、今年度中に指定になれば、含浸処理をしたい。

委員：含浸処理をすれば少し読みやすくなるのか？

事務局：わからない。含浸処理は表面強化加工するので、油分が含まれ逆に拓本が取りにくくなるのではないかと思う。含浸の予算はある。

委員：指定になれば、保全していかないといけないが、耐えられるかどうか心配である。

委員：これだけの石碑だから、どこかに資料が残っていないのか。

委員：仲仕組の歴史の中で、解散した時期やその活動内容などはわかっているのか。

事務局：よくわかっていない。内国通運会社が立ち上がった時に吸収されていたと言われているが、その先のことはわかっておらず、資料が不足している。由水委員、町中で聞いたことはあるか。

委員：聞いたことはない。

委員：仲仕組のご子孫の方はいないのか？

委員：残っている。

委員：そこに関連資料は残っていないのか？

事務局：確認できていない。

委員長：杉田定一資料の中に何か残っていないのか？

事務局：確認する。

委員：杉田定一は北陸線福井小松間の金津ルート選定に大きな役割を果たしており、その関連資料等も多く残されている。

事務局：藤川委員、福井市で近代の石碑の指定事例はあるか？

委員：指定事例はない。

委員：県庁の前に福井県が誕生したことを記念した碑があるが、指定にはなっていない。碑を市指定するのならそれでもいいが、むしろ杉田定一の文書資料の方が、市の歴史資料になるのではないかと思う。

委員長：今回、諮問を受け、これ以上の風化を防ぐということも含め皆さんどうでしょう。もう少し仲仕組関係の資料で肉付けできるといいが。

事務局：指定されることによって、広く周知されて資料が集まるということもあると思う。

委員：碑は動かす予定か？

委員：その予定である。

委員：碑の指定名称は「紀」でいいが、説明文章も指定名称に合わせて「紀」にするべきか？昭和になってくると「記」の表記が多くなっている。例えば、天然記念物も「紀」から「記」に変わっている。

委員：文章は「記」のほうがいいと思う。

事務局：わかりました。

委員長：碑文の字を推測することは可能か？

事務局：可能性はある。

委員：分類は何になるのか？

事務局：歴史資料とするのが妥当だと思う。

委員：それでいいと思う。

委員：篆刻の書体は富田鷗波と師弟関係である勝山市出身の西脇呉石であるといわれているが？

事務局：勝山城博物館で調査している学芸員に確認する。

委員：そういうところから調べていくと碑文を解読できるかもしれない。

委員長：ほかにどうでしょう。

委員：仲仕組がどういう活躍をして、いつ頃解散したかなどの歴史的なことがわからなければと思う。

事務局：長谷川勲委員と相談しつつ調書で明記したいと思う。指定の前に委員の皆さんに確認していただき、ご意見を聞く予定である。

委員長：指定後も調査を継続し価値を高めて欲しい。それらのこのことを要望し、指定する方向で進めてもよろしいか。

全委員：異議なし。

委員長：では、2件目については以上とする。

(その他)

委員長：本荘春日神社のツバキについて事務局から説明を。

事務局：市指定文化財になっている天然記念物のツバキが2月の大雪で被害を受けたため、地元の方から相談があった。藪内委員に依頼し、地元との協議の結果、現状変更及び樹勢の回復について申請があった。詳細については藪内委員からお話ししてもらいたい。

委員：地元の方から、数年前から急速に樹木が弱っているとの相談を受け、確認を行った。大雪で枝も折れ、幹の上部は枝の切除したところから木材腐朽菌が相当入っており、樹勢がだいぶ弱っていた。具体的に処置計画を書かせてもらっている。神社の拝殿の屋根の排水がツバキの周囲に直接落ちており周辺土壌にも問題があった。今回緊急処置として、腐朽した部位の状況を見て、枝などを除去し、そこから菌が入らないように合成樹脂を含浸させ、腐朽の進行を遅らせる処置を行った。枝の欠損などについては、具体的処置計画を見ていただければと思う。相当弱ってきている状況です。幹の空洞部は約30年前当時最先端技術であったモルタル充填処理で施工されていた。現在において、それを行うと樹木が痛み、乾燥しないで湿ったままで、腐朽菌の活動が逆の活発になり、現在では好ましくない処理となっている。モルタルを除去できる場所は取り除いて、キガタメ処理を行っていきたい。神社の拝殿の横にある樹木なので、処置の後もめだたない格好で炭化キガタメ処理を行う。外部のところをバナーで炭化させ、そのあと樹脂含浸を行う予定だ。天然記念物ということで、地元は樹木の方は一切触ってはいけないと理解しており、本来必要な剪定を行っていなかったため、枝が伸びすぎて、雪で枝が折れた。そのため、今回剪定も行った。台風などの災害でこれ以上痛まないような処置を行いたい。11月の中旬から処置に入る予定をしている。幹の樹幹の写真をご覧くださいと、幹が凸凹しており、凹んだところから別のキノコが入ってきており、樹幹の中も腐朽が広がっていると推定される。できる限り傷口に樹脂含浸を行い木部の強度を保ちたい。その木が成長して太ることによって自分で支えるという処置を行う予定である。

委員：切断箇所は枯れてしまっているところか？

委員：はい。参道になっているので、中途半端に切っても枯れ下がってくるため、根本から切って危険を除去した上で、適切に処置をしたい。

委員長：樹木の指定は巨木であるとか、さまざまな指定の理由があると思うが樹形や木の形は入っているのか？木の形そのものが指定時と変わってしまった場合どうなるのか。

事務局：天然記念物としては、どのくらいの年数そこにあったか、どういう歴

史を歩んできたかというのが、構成要素として大事になる。樹形や木の形も要素の一つとして考えられるが、残存部分も多く、壊死して枯れてしまわなければ、指定が解除されることはない。

委員：春日神社から現状変更の申請は出ているのか？

事務局：出ている。

委員長：肥料を与えることはしていないのか？

委員：基本的に樹木の場合、肥料は与えない。手前は看板があって、踏まれてしまっているの、それで踏んで固まる方が問題。後ろを掘ってみたら腐葉土があって排水がたまりやすい。地元の方に雨水排水をできるだけ速やかに別のところに流すように依頼している。

委員：この木は大きいとか何で判断しているのか？

事務局：芦原町時代に指定されており、指定時に立ち会っていないので判断基準はわからない。

委員長：これは大きいと思う。もう少し今後のことを考え、柵の範囲や前方を広げるなどの対策が大事ではないか？

委員：地元の方へ伝えている。

委員：話は変わるが、柵古墳石室の上の木はどうなったのか？

事務局：石室の上に立木があって、樹木医や木の専門家、業者に見てもらったが、あの土地にあれだけ大きな木ができてしまうと、伐るための大きな重機が入れない。道を拡張しないと無理だという回答を得た。

委員：県の史跡なので、県に現状を見てもらって、相談するべきではないか。石室の中に根が入り、上から土が入ってきている。いつかは石室そのものが崩れてしまうので、解決策を見出さなければならない。

事務局：上から少しずつ切って落としていくのが最良策と思うが、それが出来る業者があるかわからない。

委員長：県にもっと働きかけるべきだ。

事務局：わかりました。

委員長：ツバキの件につきましてはどうでしょうか。今説明があった通りの方法で進めていただき、今後の対応も地元の方に指導していただく形でよろしいか。

委員：はい。

委員長：以上で、議題は終わりました。指定文化財の諮問に関しては2件とも指定する方向で進めていくということによろしいか。

全委員：異議なし。

委員長：それでは、これにて第2回目の文化財保護委員会を終了する。